

児童手当 特例給付 に係る寄附の申出書

(寄附先) 松戸市長 殿

【申出者】(児童手当等の受給者)

住 所

氏 名

私は、児童手当法第 20 条の規定に基づき、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、松戸市長から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。)の額のうち、以下の額につき、当該児童手当等の支払期日をもって寄附する旨を申し出ます。

申出年月日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 児童手当等の全部	令和 年 月分～令和 年 月分	計 円
<input type="checkbox"/> 児童手当等の一部	令和 年 月支払期(月分～ 月分)	計 円
	令和 年 月支払期(月分～ 月分)	計 円
	令和 年 月支払期(月分～ 月分)	計 円
広報、ホームページ等への氏名掲載について	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
ワンストップ特例申請書様式の送付希望	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない

※上記、寄附者情報は、寄附の受け入れ事務にあたり、関係所属と共有いたします。

<注意事項>

- 保育料の特別徴収、学校給食費等の徴収額がある場合は、それらを控除した後の額となります。
- 寄附の額の変更又は寄附の撤回については、様式第21号の申出書にて申出が必要です。
- 既に手当の支払いが行われ、寄附を受領した場合には、寄付金の返還は出来ません。
- 支給事由の消滅等により児童手当等の支払が行われない場合や手当の減額等により、事前に申し出た寄附の額に達しない場合においては、法第20条の規定による寄附の受領は行われません。

【参考】児童手当法（抄）

(児童手当に係る寄附)

第二十条 受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。

- 2 市町村は、[前項](#)の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために使用しなければならない。